航空法の一部を改正する法律案 (閣法第五八号) (先議)要旨

本 · 法 律 案 は、 増 加 が 続 < 航 空需 要とこれ に に伴う航 空交通 量 の 増 大に対応して、 空域 の安全かつ 効 率 的 な 利

用 並 び に 航 空機 及 び そ の 航 行 の 安 全 の 層 の 向 上 を 义 る た め の 措 置 を 講 じ ようとするも の で あ ı) そ の 主 な

内容は次のとおりである。

新 技 紨 を 活 用 L た 航 行 方 式 を 導 入す る た め、 定 の 高 さ 以上 の 空 域 に お しし て 有 視 界 飛 行 方式 に ょ る 飛 行

を 禁 止 す るとと も に 他 の 航 空 機 لح の 垂 直 方 向 の 間 隔 を 縮 小 す る 方 式 に よる飛 行 そ の 他 の 特別 な 方 式 に ょ

る 航 行 に つ ١J て 玉 王 一交通 大 臣 の 許 可 制 度 を 導 入す ることとす ر چ

_ 玉 土 交 通 大 臣 は、 空 域 の 適 正 な 利用及び安全かつ円滑な航空交通 の確保を図るため、 飛 行 経 路 の 設 定並

び に 交 通 量 の 監 視及び 調整、これ らに関する 情 報 提供 等 の 航 空交通 の管 理 に 係る措置を講ずるものとする。

 \equiv 航 空交通 の 安 全を確保するため、 管制化されて ١J ない 空港 周 辺 を 航 行する航空機に対し他 の 航空機の飛

行 情 報 を入手させるとい つ た空域 に 係 る 規 制 の 見直 しを行うこととする。

四 航 空 機 の設 計 検 查 に おい て 民 間 能 力 の 活用を図るため、 玉 の認定を受けた事業場 以下「認定事業場」

という。)が設計した航空機につい 7 玉 の 検査を一 部省略できる等、 航空機検 查制 度 の合理化を行うこと

とする。また、 国 が認 定事業場 の 適 正な業務遂行につい て 事 後チェッ クを適切に行うことができるよう、

業務改善命令等の事後監督規定を整備することとする。

ゼ 玉 際 民 間 航 空条約に基づく国 際標準に準拠 して、 国際航行を行う操縦士に対する英語能 力 の 証 明 制 度 を

導入することとする。

六、この法律は、 平成十七年十月 日から施行する。 ただし、 新技術 を活用した航 行方式に関する規定及び

航 空英語能力 証 明 に 関する規定は、 それぞれ 政令で定める日 か 5 施行する。